

「舞浜ポンプ場基本設計業務委託」

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月4日

浦安市 都市整備部 下水道課

1 趣 旨

この要項は、既存の舞浜ポンプ場の建替えに際し、「舞浜ポンプ場基本設計業務委託」（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

（1）件 名

「舞浜ポンプ場基本設計業務委託」

（2）既存施設の概要

基本設計で実施する内容は下記のとおりとする。

名称：舞浜ポンプ場

位置：浦安市舞浜二丁目 39 番 1 号

下水排除方法：分流式汚水

ポンプ場種類：汚水中継ポンプ場

計画水量：0.481m³/秒（現全体計画 0.35m³/秒）

既存能力：0.555m³/秒 相当

その他：用地は都市計画決定済

（3）業務内容

舞浜ポンプ場耐震建替を目的とした基本設計を実施する。

詳細は、「舞浜ポンプ場基本設計業務委託」に係る提案依頼書のとおりとする。

- ① 基本条件の確認
- ② 施設設計
- ③ 水位関係の検討
- ④ 施工方式の検討
- ⑤ 近接施設（洞道・調整所）への影響検討
- ⑥ 維持管理基本構想の検討
- ⑦ 概算工事費の検討
- ⑧ 事業スケジュール（案）の作成

（4）履行期間

契約締結日の翌日～令和 8 年 8 月 31 日までとする。

（5）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（6）委託上限額

83,160,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 担当課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 都市整備部 下水道課 計画管理係 Tel: 047-712-6504 FAX: 047-352-7996

Email: gesui@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表	令和7年7月4日(金)
現場見学会	令和7年7月14日(月)
質問の締め切り	令和7年7月15日(火) 午後5時
質問への回答	令和7年7月17日(木)
参加申込み及び企画提案書の提出期限	令和7年7月18日(金) 午前9時から 令和7年8月6日(水) 午後5時まで
第一次審査結果の通知	令和7年8月13日(水) 予定
第二次審査(ヒアリング)	令和7年8月21日(木) 予定
優先交渉権者の選定・公表	令和7年9月上旬
契約協議・契約の締結	令和7年9月下旬

5 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公募し募集を行う。

募集期間は、令和7年7月18日(金) 午前9時から令和7年8月6日(水) 午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問しようとする者は、質問書(応募様式集 様式1)に必要事項を記入し、担当課にEメールにて提出する。なお、質問書を提出後、担当課に電話にて受信確認を行うものとする。
- ・質問書の受付期間は、令和7年7月4日(金)～7月15日(火) 午後5時までとする。
- ・質問に関する回答は、浦安市ホームページにて公表する。

(3) 現地見学会

- ①日時 令和7年7月14日(月) 午後2時から ※事業者毎に個別対応
- ②集合場所 舞浜ポンプ場 浦安市舞浜二丁目39番1号
- ③現地見学会は、当日限りとし1事業者3名までとする。なお、対象施設の現地確認を希望する者は、令和7年7月10日(木) 午後5時までに担当課にEメールにて申し出てください。

(4) 参加申込書及び企画提案書の受付

応募者は、次の通り応募書類を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ①受付期間 令和7年7月18日（金）から8月6日（水）まで
※土・日・祝日を除く
- ②受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）
- ③提出先 浦安市 都市整備部 下水道課（浦安市役所6階）
- ④提出方法 浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、提出先に直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑤提出書類 別表1のとおりとする。
- ⑥提出部数 8部（原本1部 副本7部）
※副本については、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ若しくはその他応募者の類推可能な情報は表示しないこと。

（5）ヒアリングの実施

- ①日時
令和7年8月21日（木）予定。なお、時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。
- ②出席者
責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。
- ③ヒアリング内容
企画提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用可）及び質疑応答15分程度の35分程度を予定する。なお、説明は先に提出した企画提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、企画提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は、主担当者が主として行うこと。

（6）その他

- ①応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- ②優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- ③応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当していない者であ

ること。

- ② 浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録していない場合は、速やかに登録を行うこと。
- ③ 応募書類の提出日から第一次審査日までに、浦安市一般競争入札参加停止及び指名競争停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は、再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合は、この限りではない。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 過去 10 年以内に汚水ポンプ場等施設の設計業務の実績及び計画確認申請の手続き実績を有すること。
- ⑦ 配置される担当者は、下水道法第 22 条第 1 項の規定に基づき、下水道法施行令第 15 条に規定する資格を有した次に掲げる条件を満たす者を照査技術者及び主任技術者として配置すること。なお、異動を生じる場合は、書面にて報告すること。

ア 照査技術者

技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））を有するものとし、業務全般に渡り技術的観点より照査を行わなければならない。

イ 主任技術者

主任技術者は、直接雇用するものであって、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

- ⑧ ⑦の従事者のいずれかが、次の技術者資格を有する者であること。
地盤工学に関する有資格者（建設部門技術士（土質及び基礎）又は RCCM（土質及び基礎）を有する者）を配置すること。

7 提案の審査

（1）選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は次の 6 名で構成する。

委員長	都市整備部長
委員	都市整備部次長
委員	都市整備部下水道課長
委員	都市整備部下水道課長補佐
委員	財務部技術管理室長
委員	外部審査員

（2）第一次審査（書類審査）

選定委員会は、提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5 者）を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した

上で、別表 2「第一次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い 5 者を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が 5 者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第二次審査（非価格要素点及び価格点）

選定委員会は、提出された企画提案書、ヒアリング内容等について別表 3「第二次審査の評価基準」に基づき非価格要素点の評価に加え、見積書（応募様式集 様式 5）による価格点の評価を行い（総合評価）最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得したものに限り）を業務の受託予定者（優先交渉権者）として選定する。ただし、最高点を確保した応募者が複数あった場合は、技術提案の点数が最も高い応募者を受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者に書面及び E メールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者に書面及び E メールで通知するとともに業者の受託予定者（優先交渉者）を浦安市ホームページで公表する。
- ・ 審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先交渉権者）と業務内容及び契約金等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。
- ・ 前項において協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

別表 1

提出書類	様式	部数
参加申込書	様式 2	正本 1 部
法人登記簿謄本		1 部 (提出日前 3 か月以内に発行されたものに限り。)
財務諸表		1 部 (直近 3 か年分の貸借対照表及び損益計算書の写し (決算書))
納税証明書		1 部 ※ 1
企画提案書	様式 3	正本 1 部、副本 7 部 ※ 2・3
会社概要・実績	様式 4-1, 4-2	各 1 部
見積書	様式 5	各 1 部
応募書類チェックシート	様式 6	1 部

※1 直近1ヶ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、固定資産税のものをいう。

※2 企画提案書は次の2項目について記載した企画提案書とする。

①汚水ポンプ場の設計手法

近接する東京電力パワーグリッドが所管する洞道及び調整所への工事影響を踏まえて提出してください。

②創造提案

本件を受託した場合、本件業務をより有効にするための創造的な業務を提案してください。

※3 正本には、会社名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。
副本には、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ若しくは、その他応募者の類推可能な情報は、表示しないこと。

別表 2

第一次審査の評価基準

評価項目	判 断 基 準	配 点
応募者の実績	過去 10 年以内に洞道等の地下埋設物に隣接する汚水ポンプ場施設の設計業務の実績を有すること。	20
取り組み姿勢	応募者の取組みに関する姿勢、方針等を評価する。	20
会社概要	会社概要及び信頼性の評価	10
合 計		50

別表 3

○総合評価の方法

第二次審査対象者について「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し総合評価点が最も高いものを受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

総合評価点＝非価格要素点＋価格点

総合評価点は、100 点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は 95 : 5 とする。

1 第二次審査の評価基準（非価格要素点）

	評 価 項 目	判 断 基 準	配 点
技術力と実施体制	取り組み姿勢	企画提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取り組み意欲が強く感じられるかどうかについて次の3段階で評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	10
	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快で、かつ迅速かどうかについて次の5段階で評価する。 A. 極めて高い (10点) B. 高い (8点) C. 中位 (5点) D. やや低い (3点) E. 低い (1点)	10
	業務実績	汚水ポンプ場設計業務実績について5段階で評価する。 A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (12点) C. 中位 (10点) D. あまり評価できない (5点) E. 実績なし (0点)	15
	実施体制	業務を受託するに当たっての実施体制について次の5段階で評価する。(組織体制や連絡体制、担当者の経歴、資格等) A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (12点) C. 中位 (8点) D. あまり評価できない (5点) E. 評価できない (0点)	15

技 術 提 案	設計方法について	設計業務を実施するための方法や工夫等を次の５段階から評価する。 A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (12点) C. 中位 (8点) D. あまり評価できない (5点) E. 評価できない (1点)	15
	提案創造業務について	提案創造業務の独創性と効果等について次の５段階で評価する。(近隣施設への影響対策) A. 極めて評価できる (25点) B. 評価できる (20点) C. 中位 (15点) D. あまり評価できない (8点) E. 評価できない (5点)	25
	地域性	設計をするに当たって、本市の地域性に対する理解や熟知度、地元への貢献を５段階で評価する。 A. 極めて評価できる (5点) B. 評価できる (4点) C. 中位 (3点) D. あまり評価できない (2点) E. 地域性なし (1点)	5
	合 計		95

2 第二次審査の評価基準（価格点）

以下のとおり価格点を算出する。

点数は、小数第３位を四捨五入した値とする。

価格点＝全二次審査対象者の中の最低価格÷各第二次審査対象者の提案価格×配点(5点)

《例》A・B・Cの３社がそれぞれ、A社 31,104,000 円、B社 30,000,000 円、C社 28,000,000 円を提案した場合。

A社＝28,000,000 円÷31,104,000 円×5 点＝4.501…≒4.50 点

B社＝28,000,000 円÷30,000,000 円×5 点＝4.667…≒4.67 点

C社＝28,000,000 円÷28,000,000 円×5 点＝5 点